

1 共通事項**(1) 本協議会の範囲**

名古屋市

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）

8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

水田農業構造改革対策実施要綱第6により実施する名古屋市水田農業推進協議会から提供された情報。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第一課から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の使途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の使途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

同一年度内に、同一ほ場において複数の使途に取り組んだ場合は、面積に応じて按分して交付する。

1年2作以上の作物を作付けした場合（青刈り・水張り水田も含む。）には、1作分の交付金のみ交付する。ただし、異なる作物を作付けした場合には、水田農業構造改革交付金産地づくり計画書で定める交付金額のうち、より高額な交付金を適用し交付する。

(6) その他の共通事項**ア 交付先**

水田農業構造改革交付金産地づくり計画書で定める交付金の交付先は、名古屋市在住の農業者で、確認日において、その土地の使用収益権を有する者とする。ただし、本市の助成水田の受託作業による交付については、名古屋市水田農業ビジョンに位置づけた担い手が交付要件を満たした場合に交付する。

イ 助成要件（農業者、担い手）

名古屋市水田農業推進協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、名古屋市に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、生産確定数量の配分を受けていない、または、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、行っている者とみなす。

作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。

同様に、集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者等であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、または、集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。

2 産地づくり事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議 会からの配分 額	活 用 額				
			産地づくり 事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造 改革促進 事業	担い手 集積加算 事業
				稲作構造改革 促進事業分	担い手集積 加算事業分		
産地づくり交付金		9,884,000	9,884,000				
稲作構造改革 促進交付金	基本部分	7,800,000		1,507,000		6,293,000	-
	担い手 集積加算	1,115,000			1,115,000		-
計		18,799,000	9,884,000	1,507,000	1,115,000	6,293,000	-

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称		助成 対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払 時期	備 考	
				産地 づくり 事業	産地づくり 特別加算事業		稲作構造 改革促進 事業					担い手 集積加算 事業
					基本部分 からの 活用額	担い手 集積加算 からの 活用額						
7D3	協議会運営費			261,000				261,000		5月		
111	加工用米以外 の生産調整に 対する交付	地域振興作物	220a	660,000				660,000	30,000円/10a	3月		
		環境保全型作物	50a	150,000				150,000	30,000円/10a			
		その他の作物	600a	720,000				720,000	12,000円/10a			
		青刈り・水張り水田	800a	400,000				400,000	5,000円/10a			
112	加工用米の出荷促進補助		4,600 俵	7,693,000	1,507,000			9,200,000	2,000円/俵	3月		
D31	名古屋市水田農業ビジョンに位置 づけた担い手が、農地法第3条許 可または利用権設定により経営規 模を拡大した場合の奨励金		829a			995,000		995,000	12,000円/10a	3月		
D43	本市の助成水田を60ha以上の受 託作業をする担い手奨励金		3人			120,000		120,000	40,000円/人	3月		
	米価下落等の補てん (基本部分)		157.3ha				6,293,000	6,293,000	4,000円/10a	3月		
	米価下落等 の補てん (担い手集積加算)	当年度分	-					-		-		
		(前年度分)	-					-		-		
計				9,884,000	1,507,000	1,115,000	6,293,000	-	18,799,000			

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等

助成金の用途の名称	協議会運営費
用途の分類	7 D 3
具体的内容 (支出の項目)	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の運営を行うのに必要な事務等経費（印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、借料及び損料、会議費） 農業者等の営農計画書どおりの作付及び適正な栽培管理が実施されているかどうかの現地確認を実施するために必要な事務等経費（消耗品費（燃料費））について助成を行う。
効果	協議会運営費を活用することにより、交付金の用途の範囲の全て用途の適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られる。
助成要件 (支出の対象)	<p>事務等経費</p> <p>印刷製本費：封筒等印刷費</p> <p>通信運搬費：郵送料、振込手数料</p> <p>消耗品費：事務用品、助成要件現地確認のための車両燃料費</p> <p>借料及び損料：協議会・幹事会開催に係る会場使用料等</p> <p>会議費：協議会・幹事会開催に係る食糧費等</p>
確認方法	<p>事務等経費</p> <p>印刷製本費：請求書、領収書、成果品</p> <p>通信運搬費：請求書、領収書、振込を証明する書類</p> <p>消耗品費：請求書、領収書（燃料費：運転日誌、領収書）</p> <p>借料及び損料：会議開催通知、出席者名簿、請求書、領収書</p> <p>会議費：会議開催通知、出席者名簿、請求書、領収書</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>事務等経費</p> <p>印刷製本費：87,500円 封筒印刷 2,500枚×35円</p> <p>通信運搬費：12,200円 連絡用切手 100枚×80円 振込手数料 10件×420円</p> <p>消耗品費：86,300円 事務用品 64,700円 燃料費（現地確認用）160L×135円</p> <p>借料及び損料：40,000円 会場使用料 2回×20,000円</p> <p>会議費：35,000円 食糧費 100人×350円</p>
単価調整の方法	当初計画を上限とするが、実績が増加した場合は、他の用途から流用する。

助成金の使途の名称	加工用米以外の生産調整に対する交付
使途の分類	1 1 1
具体的内容 [支出の項目]	本市の米の生産数量目標に基づき、生産調整を推進するために転作を実施し、助成要件に適合する取組みを行う農業者等に対して定額助成を行う。
効 果	米の生産調整及び水田を活用した作物の産地づくりの推進に有効
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通事項（６）イを満たす者。 <p>対象作物・態様</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域特例作物（ビジョン作付計画に基づく50a以上畑地化により栽培されたトマト）環境保全型作物（エコファーマーが栽培した認定作物）地力増進作物（セスパニア、れんげ）麦、大豆、飼料作物（イタリアンライグラス、青刈りソルガム）野菜類、果樹類、景観形成作物（菜の花、コスモス、ヒマワリ、マリーゴールド）青刈り稲、水張り水田とする。 また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成水田のうち、地域特例作物（トマト）は、ビジョンの作物作付計画に記載されている農地とする。 助成水田は、水田農業構造改革対策実施要領で定める範囲とする。 永年性作物（果樹類）は、平成16年4月1日以降に新植した場合に限る。 飼料作物については、有畜農家及び耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 青刈り稲は、実施計画書兼営農計画書に記載されていること 水張り水田は管理良好なものであること。 地力増進作物、景観形成作物については、すきこみを行った当該年度に、その他の対象作物は作付けを行った当該年度に水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものは除く。）が行われていないこと。
確認方法	<p>作付面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>通常の収穫、通常の肥培管理、すきこみ、水稻の作付けが行われていないこと。 現地見回り（確認日：8月1日）。ただし、8月1日以前に収穫等を行う作物：れんげ、麦、野菜等（ジャガイモ、タマネギ等）菜の花についての確認は4月～6月。8月1日以降に播種等行う作物：野菜類（キュウリ、ニンジン、ハクサイ、キャベツ等）についての確認は9月～11月</p>

<p>確認方法</p>	<p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 <p>出作地の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、名古屋市水田農業推進協議会が確認を行うものとするが、遠方の場合は、当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料作物の利用供給計画の写し ・ 青刈り稲は、出穂期以降黄熟期以前に刈り取りが行われていることを現地確認。 ・ 環境保全型作物は、名古屋市農業技術課が保管する「エコファーマー認定申請書・認定証」の写しに基づき現地確認
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特例作物(トマト) 30,000円以内 / 10 a ・ 環境保全型作物 30,000円以内 / 10 a ・ その他の作物(麦、大豆、飼料作物、野菜類、果樹類、 景観形成作物、地力増進作物) 12,000円以内 / 10 a ・ 青刈り・水張り水田 5,000円以内 / 10 a
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途の交付申請額の合計が、当初予定額を上回る場合は、他の用途(ただし、「ビジョンに位置づけた担い手が、農地法第3条許可または利用権設定により経営規模を拡大した場合の奨励金」および「本市の助成水田を60ha以上の受託作業をする担い手奨励」の担い手集積加算からの活用額は除く)から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により助成単価を調整する。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	加工用米の出荷促進補助
使途の分類	1 2 2
具体的内容 [支出の項目]	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対して定額助成を行う。
効 果	本市の水田は、港区南陽地区及び中川区富田地区に集中しているため、この地区における加工用米への取組は、生産調整の推進上、特に有効である。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（ 6 ）イを満たす者。 <p>その他の要件</p> <p>加工用米需要者団体等に対し、加工用米出荷契約に基づき売り渡される米であること。</p>
確認方法	<p>加工用米の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協から提供される加工用米出荷契約に基づく出荷状況の情報。
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工用米 2,000円以内 / 俵
単価調整の方法	<p>本使途の交付申請額の合計が、当初予定額を上回る場合は、他の使途（ただし、「ビジョンに位置づけた担い手が、農地法第3条許可または利用権設定により経営規模を拡大した場合の奨励金」および「本市の助成水田を60ha以上の受託作業をする担い手奨励」の担い手集積加算からの活用額は除く）から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により助成単価を調整する。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本使途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	ビジョンに位置づけた担い手が、農地法第3条許可または利用権設定により経営規模を拡大した場合の奨励金
使途の分類	D31
具体的内容 [支出の項目]	本市における担い手への土地利用集積を促進することを目的とし、助成要件に適合する経営規模を拡大した担い手に対して定額助成を行う。
効果	担い手への土地利用集積率の向上及び地域における水田営農の中心的農業者の育成
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項(6)イを満たす者。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成水田は、水田農業構造改革対策実施要領で定める範囲とする。 ・ 名古屋市水田農業ビジョンに位置づけた担い手が、農地法第3条許可または利用権設定による土地利用集積(当該年度8月1日時点)をすること。 ・ 同一担い手が同一耕地に対して経営規模拡大として助成を受けられるのは、新規に経営規模を拡大した当初の1回限りとする。
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法3条許可については許可書の写し ・ 利用権設定については市から提供された情報(告示等) ・ 担い手については、名古屋市水田農業ビジョンで確認
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	12,000円以内 / 10a
単価調整の方法	<p>本使途の交付申請額の合計が、当初予定額を上回る場合は、他の使途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる(ただし、担い手集積加算からの活用額分については、「本市の助成水田を60ha以上の受託作業をする担い手奨励金」に限る)。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により助成単価を調整する。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本使途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	本市の助成水田を60ha以上（耕起・代かき、田植え、収穫の合計）の受託作業をするビジョンに位置づけた担い手への奨励金
使途の分類	D 4 3
具体的内容 [支出の項目]	本市における担い手への土地利用集積を促進することを目的とし、助成要件に適合する受託作業を行う担い手に対して定額助成を行う。
効 果	担い手への土地利用集積率の向上及び地域における水田営農の中心的農業者の育成
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（ 6 ）イを満たす者。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の助成水田を60ha以上（耕起・代かき、田植え、収穫の合計）の受託作業をすること。 ・ 名古屋市水田農業ビジョンに位置づけた担い手
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託者からの受託面積の表示した証明書 ・ 名古屋市水田農業ビジョンに位置づけた担い手については、名古屋市水田農業推進協議会による証明書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年額40,000円以内 / 人 (40,000円 × 3 人)
単価調整の方法	<p>本使途の交付申請額の合計が、当初予定額を上回る場合は、他の使途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる（ただし、担い手集積加算からの活用額分については、「名古屋市水田農業ビジョンに位置づけた担い手が農地法第3条許可または利用権設定により経営規模を拡大した場合の奨励金」に限る）。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により助成単価を調整する。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本使途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落等の補てん
使途の分類	-
助成要件 (支出の対象)	<p>助成対象者 共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者のうち、本年産の米穀の作付けを行っているもの(品目横断的経営安定対策加入者は除く)うち、集荷円滑化対策に係る区分出荷を行った者。</p> <p>助成対象水田 共通事項(2)助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稲の作付けを行った水田。</p> <p>ただし、以下による助成対象水田面積の補正を行う。 助成対象米穀の販売又は販売委託数量に応じて対象面積を補正する。 区分出荷割合に応じて対象面積の補正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分出荷達成率は、集荷円滑化要綱第4の3に定める豊作による過剰米数量に対する区分保管を行った数量の割合により算出。 ・ 区分保管を行った数量は、集荷円滑化要領第1の4の(8)に規定する生産年の翌年1月末までに貸付申請が行われた数量。 ・ 区分出荷達成率 = 区分保管数量 / 豊作による過剰米数量 ・ 区分出荷達成率が1以上の場合は1とする。 <p>助成対象米穀 生産年の翌年1月末までに販売又は販売の委託を行った米穀。</p>
確認方法	<p>助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項の(3)及び(4)により確認 ・ 品目横断的経営安定対策加入者については、東海農政局に確認 <p>助成対象水田 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田により確認 集荷円滑化の達成度合いは、米穀安定供給確保支援機構から必要な情報の提供を受けることにより確認</p> <p>助成対象米穀 出荷明細書で確認</p>
助成水準	水稲作付け 4,000円 / 10 a

基準収入及び
当年産収入の算出方法

1 基準収入の算出方法

〔愛知県協議会が算出した市町村別基準収入を用いる。〕

基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。

の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。

ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(1)で算出される市町村別の標準単収)とする。

の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。

ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。

なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。

<p>基準収入及び 当年産収入の算出方法</p>	<p>2 当年産収入の算出方法 〔愛知県協議会が算出した市町村別当年産収入を用いる。〕</p> <p>当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、1の「及び」に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)</p>	<p>$(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$ 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「$(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$」が補てん単価</p> <p>販売又は販売の委託を行った米穀の数量を農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量(ただし、農林水産省統計部が公表する当年産の10月15日現在における作況指数が全国で101以上、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。)で割り戻した面積に区分出荷達成率及び10a当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 生産年の翌年1月末までに販売又は販売の委託を行った米穀の数量から計算した面積を区分出荷割合により補正した面積)</p>

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

使途の区分及び使途の名称	作目等区分	員数	単価	金額(円)	備考
大幅な超過達成に関する使途	-	-	-	-	
地域振興作物の振興に関する使途	トマト	220 a	12,000円 / 10 a	264,000	
その他意欲的な生産調整に関する使途	加工用米	4,600俵	1,000円 / 俵	4,600,000	
	合計	-	-	4,864,000	

(2) 使途ごとの内容

使途の名称	地域振興作物の振興に関する使途
作目等区分	トマト
具体的内容	50 a以上の畑地化により地域振興作物を作付けを行う水田において、助成要件に適合する取組みを行う農業者等に対して定額助成を行う。
効果	地域の奨励作物としてトマトを振興しており、大規模な畑地化により、生産を拡大することができる。
助成の要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通事項(6)イを満たす者。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成水田は、水田農業構造改革対策実施要領で定める範囲とする。 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 本助成金は、水田農業構造改革交付金本体分の交付対象となった水田において、地域振興作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付する。 地域振興作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。
確認方法	<p>作付面積の確認</p> <p>実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>通常の収穫、通常の肥培管理、すきこみ、水稻の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り(確認日: 8月1日)</p>
助成水準(助成額の算定方法)	12,000円以内 / 10 a
単価調整の方法	<p>県段階の協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、交付予定額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 40,000千円 / 交付申請額 × 12,000円</p>

使途の名称	その他意欲的な生産調整の取組に関する使途
作目等区分	加工用米
具体的内容	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対して定額助成を行う。
効 果	本市の水田は、港区南陽地区及び中川区富田地区に集中しているため、この地区における加工用米への取組は、生産調整の推進上、特に有効である。
助成の要件	交付対象者 ・ 共通事項（６）イを満たす者。
助成の要件	その他の要件 ・ 加工用米需要者団体等に対し、加工用米出荷契約に基づき売り渡される米であること。 ・ 水田農業構造改革交付金本体分と重複交付する。
確認方法	加工用米の確認 ・ J A なごやを通じ、米穀加工用米残高管理表と照合する。
助成水準 (助成額の算定方法)	玄米1,000円 / 俵 以内
単価調整の方法	県段階の協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、交付予定額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 40,000千円 / 交付申請額 × 1,000円

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

(単位：トン)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		3,122
		-
合計	3,122	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：トン)

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		3,122